

「第3次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の H27 年度実施状況について

【報告について】

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(以下、「第3次DV計画」と記す。)に基づき、毎年度、庁内関係機関の施策の推進状況を男女共同参画審議会に報告することとなっている。(第5章)

【「第3次DV計画」の趣旨】

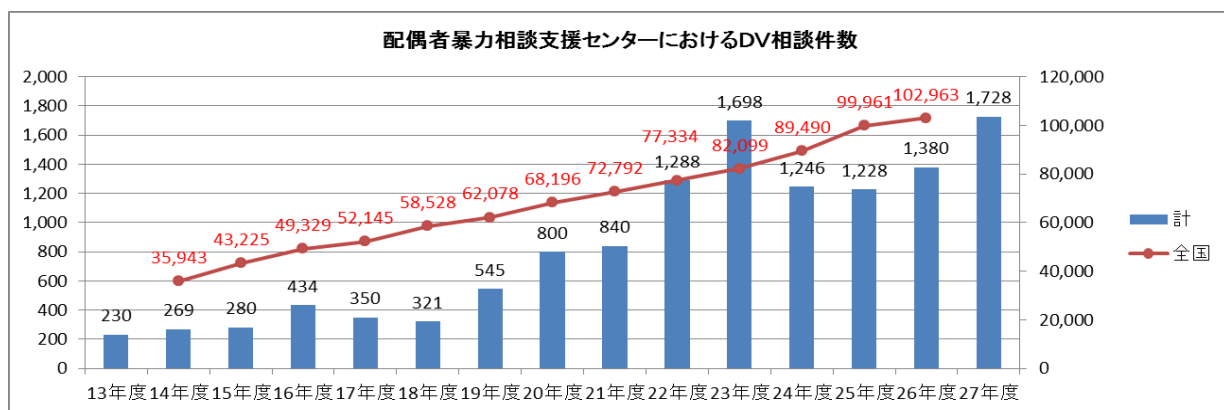
県では、関係各課と連携しながら、次のとおり策定した「第3次DV計画」に基づいて、各種施策を総合的に推進している。(第3章)

- 「配偶者からの暴力を許さない社会づくり」「相談・保護体制の充実」「自立支援の充実」「職務関係者による適切な配慮」「施策推進のための連携体制の強化」の5つの基本目標の下に18の重点目標を設定。
- また、「配偶者からの暴力への理解促進」「被害者の状況に配慮した支援体制の整備」「一時保護における支援の充実」「市町村への支援の推進」を強化項目として設定。

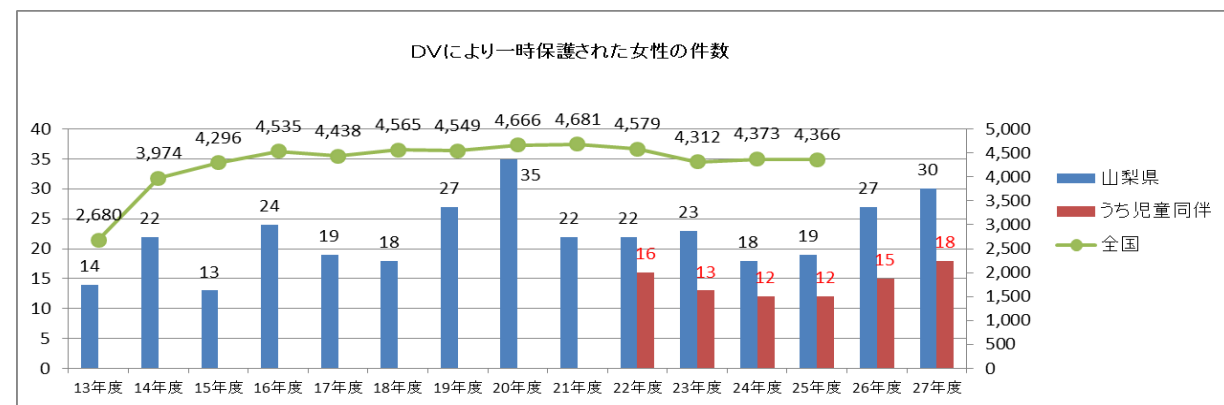
【取組の体制】

- 県民生活・男女参画課 → 山梨県DV基本計画、DV普及啓発、関係連絡協議会
- 子育て支援課 → 被害者の支援(相談)・保護

(1)H27年度までの山梨県のDV相談等の状況



本県においても、また全国的にもDV相談件数は増加傾向にある。



件数は近年、増加傾向にあり、そのうち児童同伴割合はあまり変わらないが、H27年度は同伴児童数が多く、保護期間も長期にわたっていた。母子への支援プログラムの充実が大きな課題である。

(2) 「第3次DV計画」に基づく平成27年度の関係各課の施策の実施状況

5つの基本目標の下に設定した施策の方向に応じて計149の施策が関係各課で実施された。＜参照：資料2-3＞

(3) 「第3次DV計画」における強化項目の進捗状況

強化項目1：配偶者からの暴力への理解促進

- 従来は、高校の教職員（生徒指導・養護教諭）のみに配布していた「デートDV防止啓発パンフレット」を、H26年度から各高校の新入生全員に配布。
- ・ 生徒にも「デートDV」に関する知識・認識が広がってきているが、養護教諭等に対する相談はほとんどないため、相談につなげる工夫が必要である。

強化項目2：被害者の状況に配慮した支援体制の整備

- 女性相談所においては、
 - ・ H27年度より外国人向けに4カ国語でHP窓口案内を掲載し、今後は、外国人向けの案内のしおりを作成予定。
 - ・ 専門性の高い面接を希望する相談者の個々の状況に応じた心理面接等を強化している。
- H26年度より、「男性のための電話相談」をぴゅあ富士で毎月1回実施。
 - ・ H25年度 計 8件（うちDV 1件）
 - ・ H26年度 計 10件（うちDV 1件）
 - ・ H27年度 計 15件（うちDV 1件）

強化項目3：一時保護における支援の充実

- 入所者に対する精神科医・心理士の面接相談を定例化し、入所者の気持ちの整理や生活再建への意思決定を行うための心理的ケアの強化を図っている。
- 入所中の母子等への面接等を行い、心理的・教育的プログラムとして試行している。

強化項目4：市町村への支援の推進

- DV基本計画策定済が2市町村（H24年度）から、11市町村（H27年度）へと増加し、数値目標9市町村（H30）を達成。今後も未策定市町村に対して、策定を働きかけていく。

(4) 平成27年度の当課実施事業

① 啓発パンフレットの作成

- ・ DV・デートDV防止啓発リーフレット「DV・デートDVは身近な問題です！」(4,300部) 市町村、関係機関、人権擁護委員、民生・児童委員に配布
- ・ デートDV防止啓発リーフレット「デートDVこれって愛？」(13,000部) 中学・高校・大学、各高校の生徒(1学校あたり1学年)等に配布

② デートDV教職員研修会

デートDV防止に向けた教職員向け研修会実施

- ・ 平成27年8月19日(水)14:00～15:30 ぴゅあ総合
- ・ 参加者：高校、大学、各種学校の生徒指導・養護教諭等
- ・ 「若い男女間でおこる暴力～デートDVってなに？～」(アウェア事務局長 吉祥真佐緒氏)
- ・ デートDV防止教育の必要性、デートDVの現状、相談があった場合の被害者・加害者への対応等

③ 相談対応職員研修会

関係機関の相談対応職員等の研修会実施

- ・平成27年9月24日(木) 13:30～15:30 ぴゅあ総合
- ・参加者:国、警察、市町村、民間、県のDV関係機関の職員
- ・「DVの理解と支援のために」(NPO 法人レゾリエンス代表 中島幸子氏)
- ・被害者支援を行う際の留意事項、DVとトラウマ、今後の支援に向けた課題 等

④ 県民講演会の開催

県民を対象とした、DV防止や被害者保護について考える講演会の開催

- ・平成27年11月17日(火) 13:30～15:00 ぴゅあ総合
- ・「暴力という名の支配はなぜ起こるのか～家庭と社会に潜むDV～」(作家・ジャーナリスト 石川結貴氏)
- ・暴力や虐待の論理、DVが子どもに与える影響 等

⑤ 企画展示等の実施

・平成27年11月12日～25日(女性に対する暴力をなくす運動期間) ぴゅあ総合

- ・「DVは絶対にダメ!」という思いを込めて県民の皆様から送っていただいたパープルリボンで作品を創り、DVに関する情報や防止啓発パネルとともに展示した。

⑥ DV相談カードを活用したDV被害者支援事業

・相談機関の連絡先を記載したカード(女性が財布などに隠し持つことができる名刺サイズ)を、市町村、関係機関、病院、地域の民生・児童委員に配布し、設置や配布を依頼して、これらを広く活用することでDV被害者を相談機関につなげていき、潜在的被害者の減少を図っている。

(5)「第3次DV計画」における数値目標の進捗状況

数値目標1：夫婦間の暴力についての認識率

(ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つことを暴力と思う人の割合)

H22 年度値	目標値	H27 年度値
79.0%	100% (H30)	73.8%

数値目標2：「DV」という言葉の認知度

H22 年度値	目標値	H27 年度値
80.6%	100% (H30)	81.1%

○「DV」という言葉の認知度は、H22 年度調査時から若干増加しているものの、夫婦間の暴力についての認識率はH22 年度調査時から若干減少している。

【対応】

- DVに対する正しい知識を普及し、より一層の理解の促進を図る。
- 若年層に対する理解の促進、特に学校における教育等をより強化していく。

数値目標3：配偶者からの暴力の相談窓口の周知度

(配偶者暴力相談支援センターという言葉の認知度)

H22 年度値	目標値	H27 年度値
42.1%	70% (H30)	42.7%

- 相談窓口の周知度は、H22 年度調査時からほとんど変化なし。
- 「男女間の暴力防止に必要だと考えること」では、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす。」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う。」「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う。」という回答が半数を超える。
- 「配偶者から受けた行為について、どこかに相談したか。」では、約半数が「どこにも相談しなかった。」。また、相談した人の相手としては、約30%が「家族や親戚」なのに対して、「配偶者暴力相談支援センター」「市町村」は1%未満。

【対応】

- 身近な相談窓口である市町村に対して、DV相談窓口の周知を促し、また県の窓口（配偶者暴力支援センター）についても、より広く周知していくことで、潜在的被害を相談につなげていく。

数値目標4：DV基本計画の策定市町村数

H24 年度値	目標値	H27 年度値
2 市町村	9 市町村 (H30)	12 市町村

○目標値は達成しているが、さらに策定する市町村を増やし特に配偶者暴力相談支援センターは、市町村に設置されていないため、設置を促していく。

【対応】

- より地域に根差したきめ細かな支援のために、市町村DV計画を策定し、支援体制を強化することが必要。また、市町村担当者等に対して情報提供や研修会を実施することにより、実務担当者の資質向上を図る。